

公園

和光市 都市公園自動販売機設置に関する協定書（案）

和光市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、甲の管理する都市公園内に設置する自動販売機に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 乙は、公園が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

3 乙は、都市公園法（以下「法」という。）、和光市立公園条例（以下「条例」という。）及び関係法令に従い、都市公園利用者の利便性向上を図るため、自動販売機（附属物を含む。）を設置・管理運営する。

（設置場所）

第2条 設置場所は、次のとおりとする。（資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の物件番号を参照）

物件番号	財産名称	所在地	設置場所	設置面積(m ²)
D-1	あけばの公園	和光市下新倉 2-45	公衆トイレ隣接	2
D-2	みつば公園	和光市新倉 5-8	南側公園入口	2
D-3	せせらぎ公園	和光市丸山台 5-1	公衆トイレ隣接	2
D-4	柿ノ木坂児童公園	和光市新倉 1-35, 36	県道側公園入口	2

2 乙は、前項の設置にあたり、法第5条第1項及び条例第8条第1項の規定に基づき、公園施設の設置の許可を受けなければならない。

（指定用途等）

第3条 乙は、設置場所を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、設置場所を指定用途に供するに当たっては、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（設置許可の有効期間）

第4条 設置許可の有効期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、自動販売機の設置及び撤去日は、甲、乙協議の上、設置許可の有効期間内で甲が指定する日とする。

（協定の期間等）

第5条 甲は、前条の期間を限度として乙との間で本協定を有効とするものとする。

(占用料)

第6条 乙は、条例に基づく占用料を、甲の発行する納入通知書により、毎年4月末日までに、その年度に係る占用料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに設置期間が終了（解除を含む。以下同じ）した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

2 占用料の額及び算定方法は、条例及び関係規程による。

3 乙が納付期限までに占用料を納付しないときは、関係法令に基づく督促その他の手続を行うことがある。

(自動販売機設置管理料)

第7条 乙は、価格提案書に記載された金額から前条の占用料を除いた額を自動販売機設置管理料として、甲の発行する納入通知書により、毎年4月末日までに、その年度に係る自動販売機設置管理料を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに設置許可の有効期間が終了（解除を含む。以下同じ）した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

2 自動販売機設置管理料は、年額金〇〇〇〇〇円とする。（資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の物件番号を参照）

物件番号	財産名称	所管課	自動販売機設置管理料（年額）	台数（台）
D-1	あけぼの公園	公園みどり課		1
D-2	みつば公園	公園みどり課		1
D-3	せせらぎ公園	公園みどり課		1
D-4	柿ノ木坂児童公園	公園みどり課		1
合 計				4

3 自動販売機設置管理料には、自動販売機の電気使用に係る電気料金相当分を含むものとし、甲は別途電気料金を請求しない。

4 1年未満の期間に係る自動販売機設置管理料の額は、前項に定める自動販売機設置管理料年額に基づき月割計算により算定した額とする。

(支払方法)

第8条 占用料及び自動販売機設置管理料の納付方法は第6条及び第7条の定めによる。
所管課は公園みどり課とする。

(納付遅延時の措置)

第9条 甲は、乙が第7条に規定する納付期限までに自動販売機設置管理料を納付しない場合には、督促その他必要な措置を講ずることがある。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第2項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(設置場所の使用開始)

第11条 甲は、第4条に定める設置許可の有効期間の開始日に、乙が設置場所を使用できるようにするものとする。

(転貸の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで設置場所を第三者に転貸し、又は本協定に基づく地位を譲渡し、若しくはこれを担保にすることができない。

(管理義務)

第13条 乙は、設置場所を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第14条 乙は、設置場所を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第15条 乙は、設置場所の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第16条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第17条 甲は、設置許可の有効期間中、必要に応じて、乙に対し設置場所や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第18条 乙は、自動販売機の月ごとの売上本数及び売上高を、各年度の上半期及び下半期ごとにとりまとめ、上半期分は10月20日、下半期分は4月20日までに甲に報告しなければならない。

(協定の解除)

第19条 甲は、乙が本協定に定める義務に違反した場合には、本協定を解除することができる。

- 2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため設置場所を必要とするときは、本協定を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその責を負わないものとする。
- (1) 本協定に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（参加申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。
- (2) 占用料、自動販売機設置管理料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上設置場所を使用しないとき。
- (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が協定を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (11) 設置場所及び設置場所が所在する公園の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (12) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（13）前各号に準ずる事由により、甲が協定を継続しがたいと認めたとき。

（中途解約）

第20条 乙は、設置開始日から起算して1年を経過した日から、甲に対し、書面により本協定について解除を旨とする協議を申し入れることができる。

2 前項の解約を旨とする申し入れは解約をしたい日の6か月前までにしなければならない。

（設置場所の返還）

第21条 設置許可の有効期間が終了したときは、乙は、直ちに、設置場所を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

（原状回復義務）

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において乙が設置した自動販売機その他一切の物件を撤去するとともに、設置場所を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りでない。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、設置場所を滅失又は破損したとき。
- (2) 前条の規定により設置場所を甲に返還するとき。
- (3) 本協定が解除されたとき。

（損害賠償）

第23条 乙は、本協定に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（不当な要求の報告）

第24条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、本協定又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく報告等するよう措置を講じなければならない。

(契約の費用)

第25条 本協定に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第26条 本協定に関する訴えの管轄は、和光市を管轄する地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第27条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

住所 埼玉県和光市広沢1番5号

甲 和光市

氏名 和光市長 柴崎光子

住所

乙

氏名